

高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

平成 24 年	4 月 25 日	
平成 25 年	7 月 11 日	変更
平成 26 年	7 月 4 日	変更
平成 26 年	8 月 21 日	変更
平成 27 年 1	2 月 24 日	変更
平成 28 年	8 月 3 日	変更
平成 30 年 1	2 月 19 日	変更
令和 2 年	6 月 30 日	変更
令和 3 年	2 月 8 日	変更
令和 5 年	2 月 6 日	変更
令和 7 年	2 月 13 日	変更

高岡市教育委員会

高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

目 次

1	保存活用計画の基本事項	
(1)	保存活用計画の基本的方向	P 1
(2)	保存地区の名称・面積・範囲	P 1
2	保存地区の保存と活用に関する基本計画	
(1)	保存地区の沿革	P 1
(2)	保存地区の現況	P 3
(3)	保存地区の特性	P 4
(4)	伝統的建造物の特性	P 5
(5)	保存の方向	P 6
(6)	保存の内容	P 6
3	保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定	
(1)	伝統的建造物	P 7
(2)	環境物件	P 7
4	保存地区内における建築物等の保存整備計画	
(1)	保存整備の方向	P 7
(2)	伝統的建造物の修理	P 8
(3)	伝統的建造物以外の建築物等の修景	P 8
(4)	環境物件の現状維持及び復旧	P 8
5	保存地区の保存のため特に必要と認められる助成措置等	
(1)	経費の補助	P 8
(2)	技術的援助	P 8
(3)	保存団体等への援助	P 8
(4)	顕彰及び普及啓発	P 8
6	保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画	
(1)	管理施設等	P 9
(2)	防災施設等	P 9
(3)	環境の整備等	P 9
7	保存地区の建築物等の活用計画	
(1)	伝統的建造物の活用	P10
(2)	利便施設の整備・充実	P10

高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例（以下「条例」という。）第 29 条の規定に基づき、高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存と活用に関する計画（以下「保存活用計画」という。）を定める。

1 保存活用計画の基本事項

（１） 保存活用計画の基本的方向

この保存活用計画は、次の事項を基本的方向に掲げて定める。

- ① 地区住民及び市民による保存地区の保存に関する創意と意向を尊重する。
- ② 地区住民及び市民を核として、行政、企業、建築家など多様な主体が一体となって総合的、能動的に取り組む。
- ③ 金屋町の歴史と伝統が創りあげた歴史的風致を市民共有の財産として、保存継承するとともに、金屋町の快適な住空間の創設、地域経済や地域社会の活性化、地域の伝承文化の保存と振興、地域のアイデンティティの確立に努める。

（２） 保存地区の名称・面積・範囲

名称：高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区

面積：約 6.4 ヘクタール

範囲：金屋町及び金屋本町の各一部（範囲については図－１に示す）

2 保存地区の保存と活用に関する基本計画

（１） 保存地区の沿革

富山県西部の中核都市であり県内第 2 の都市である高岡市は、富山市の西約 19km、金沢市の東約 40 km に位置する。奈良時代には越中国の国府が小矢部川河口近くの伏木の台地に置かれ、以来、一帯が鎌倉時代に至るまで越中国の政治、経済、文化の中心地として栄えた。

現在の高岡のまちが形成された原点は、慶長 14 年（1609）、加賀前田家 2 代当主前田利長が高岡城と城下町を造ったことにある。利長は、まず小矢部川と千保川の合流点に木町を設けて資材集積の基地とした。次に、北陸道の往還筋を中田一串田ルートから高岡―古定塚ルートに変更して、高岡を水陸交通の拠点とすることによって経済の中心的役割を与え、城下町の繁栄を図った。

城と武家地は現在の市街地中心部の南北に延びる段丘の上位に配置され、その西側の段丘の下位を基盤の目状に町割して、近隣の城下町から町人を招き商人町を造った。一方、千保川の対岸には、殖産興業を目的として、西部金屋（現在の高岡市戸出地区の一部）から鋳物師が招かれ、鋳物師町金屋が築かれた。

利長が築城後 5 年にして没し、元和元年（1615）の「一国一城令」により高岡城が廃城となると、高岡のまちは城下町としての意義を失い急速に寂れたが、これを憂いた加賀藩主前田家 3 代前田利常により、高岡町人の他所転出など様々な施策が講じられ、町民らの努力もあり、高岡は城下町から加賀藩有数の商工業のまちへと変貌を遂げた。

当初、高岡鋳物の生産は、鍋や釜、鋤・鍬といった鉄鋳物の生産が大半で、銅鋳物はわずかであった。これは、18 世紀初頭に高岡の鋳物が能登など越中国外へ販路を拡げて変わらず、当時の主要な生産品は塩釜や鯡釜などであった。しかし、江戸時代の早い段階から彫金師や仏具師により、装身具や仏具、仏壇飾りなどの小物銅器もつくられていた。18 世紀後半になると、こうした彫金師や仏具師の持つ技術と鋳物師の技術が融合し、梵鐘や台燈籠のような大型製品や、火鉢や燭台などの日用品、かんざしや煙管などの装飾品といった銅鋳物がつくられるようになった。製品を売りさばく高岡商人の活躍もあって、高岡は銅器の一大生産地として発展することとなった。

また、美術工芸的要素の強い小物銅器がつくられることにより、高岡銅器の名声は次第に高まりを見せ、19 世紀には国内・国外の博覧会等に積極的に出品され、国外へも輸出が図られるなど、高岡銅器はますます隆盛を極めた。

明治期に入ってから、鋳物師たちは、多数の板人が踏むたたや手動の轆を用いて金属の溶解作業を行っていた。しかし、明治 20 年代の後半には、従来の方法による行き詰まりが生まれ、設備や技術の近代化が図られるようになった。明治 36 年（1903）には、高岡市によって鋳造工場への新式機械の導入が奨励され、新式溶解炉や送風機、ダルマ轆、蒸気機関などの近代設備が急速に普及していった。今も町家の裏手では、現在は稼働を停止している溶鋳炉や送風機などがいくつも残されており、こうした近代設備の導入が各家の敷地の拡大、さらには町域の拡大や内免など他地域における銅器製造業従事者の増加をもたらす一つの要因となったと考えられる。

また、江戸時代には、一つの工場で鋳造から仕上げ、着色といった製造に関わる全ての工程を行う工房制手工業が行われてきたが、江戸時代の末から明治維新を経て明治の中頃には、問屋が個々の職人に注文して商品を製造させる問屋制手工業体制が確立された。この頃の問屋は、単に商品を集めて各地に販売するだけでなく、人々の多様なニーズを研究し、その需要に基づいて製造業者に注文を出すなどの努力を続けており、これが高岡の金工技術の更なる進歩を促したと考えられる。多くの名工を擁した高岡銅器は、明治期の万国博等に出品・入賞を重ね、欧米への輸出も本格化した。

順調に発展を遂げた金屋町の銅器生産であったが、第一次世界大戦以後、高岡銅器産業は幾度も存亡の危機を迎えている。特に、第二次世界大戦の開始後、戦争に供出するための銅の使用制限が大きな足かせとなり、銅器業者たちは次々と仕事を失い、中には検挙されるものまで出るほどであった。しかし、統制機関としての高岡銅器協同組合の設立や軍需産業への転換、銅器以外の原料を用いた製品の開発など、関係者らの努力と由緒鋳物師としての誇りによって、高岡銅器は戦後復興への芽を残すに至ったのである。

(2) 保存地区の現況

第二次世界大戦終了後、幸い戦火を免れた高岡には、鑄造設備などが無傷で残っており、銅器業者らはこれらの設備と元来の技術を活かし、鍋・釜、瓶掛、せいろ、灰皿などの生活用品の製造を行った。その原料はアルミニウムであり、これが現在のアルミニウム産業の隆盛の大きな基礎となった。その後も、海外への積極的な輸出や高度経済成長による発展などを経て、高岡銅器は大きな発展を見せた。

一方で、産業の発展と並行して昭和 30 年代からは工場等の郊外への移転が進み、昭和 51 年度(1976)からは、金屋町鑄物師の出身地である西部金屋の地に近い戸出町において戸出工業団地の造成が行われ、金屋町からも多くの銅器業者が同団地へとその拠点を移した。これを境に金屋町は、職住一体の鑄物生産地から、都市近郊の鑄物生産者居住地へと、その性格を大きく転換することとなった。

金屋町の町並み保存の活動の萌芽は、昭和 54 年(1979)に高岡市が実施した「横田地区居住環境整備事業計画調査」に見られるものであった。この調査は、都市計画道路の整備と市街地の居住環境を両立させることを目的とするものであり、金屋町通りも道路拡幅の対象となっていた。この調査に対して、地区住民から金屋町の歴史的景観の保全整備の必要性が叫ばれることとなった。

昭和 55 年には、地元自治会が旧北陸銀行の支店舗を買収し金屋町公民館と鑄物資料館を兼ね備えた施設を整備している。また、同 57 年に「鑄物発祥の地、金屋町を私たちの手で」を基本理念とし、金屋町の町並みの保存整備に関して協議・検討し、推進することを目的とする住民組織である「金屋町まちづくり推進協議会」が設立された。

昭和 62 年には、町並み景観の保存と金屋町通りの整備について住民の間で協議するため、金屋町まちづくり協議会の下部組織として「金屋町通りまちなみ委員会」が組織され、同年の総会において自治憲章である「金屋町まちづくり憲章」が議決された。

現在、金屋町では自治会とまちづくり協議会が中心となって、地域の伝統行事である「御印祭」の運営・継承、および平成 20 年から始まったイベント「金屋楽市」の継続開催など、町並み保存に資する活動を精力的に実施している。

住民らによる取り組みと並行して、市においても様々な取り組みを進めている。前述の住民の活動に応じて町並みの保存や居住環境の整備を進めるため、昭和 57 年に「鑄物の町、金屋通り整備基本構想」、同 59 年に「金屋町通り環境整備基本計画」をそれぞれ策定した。それに伴い、千保川に架かる鳳鳴橋の欄干のデザイン化および鳳凰一對のブロンズ像の設置、同橋の前後の歩道のデザイン化、植栽、街路灯の整備を実施したほか、金屋町緑地公園の整備に着手している。金屋町通りの整備については、無電柱化事業が昭和 60 年から 2 ヶ年、また路面整備事業(石畳、消雪パイプ、ポケットパーク)は、平成元年から 3 ヶ年を費やし、それぞれ実施された。その後も、平成 4 年に金屋町緑地の駐車場、公衆トイレを整備した。

平成 10 年には「若野家(旧高守久右衛門家)」を公有化し、19 年に整備のうえ翌 20 年に「高岡市鑄物資料館」として開館、23 年には当館に所蔵されている鑄物資料のうち、1,561 点が国の登録有形民俗文化財に登録されている。

町並み保存にかかるソフト面での事業では、平成 19 年に「金屋町住民の町並み保存に関する意識調査」、翌 20 年には「金屋町伝統的建造物基礎調査(県費補助事業)」

を実施し、その成果を受けて 21 年から 2 ヶ年かけて「金屋町・内免伝統的建造物群保存対策調査（国庫補助事業）」を実施した。

これらの調査と並行して、地元住民への伝建制度に関する説明会やまちづくりのためのワークショップなどを継続的に開催した。

こうした取り組みの甲斐もあって、金屋町では現在も真壁造の町家が建ち並ぶ歴史的景観がよく残されている。一方で、銅器の生産拠点が郊外へ移転したことなどが要因となり、作業場等の伝統的建造物が除却・改築されるなどの問題も見られるが、今もなお鋳物師町として銅器の生産が続けられている。

（３） 保存地区の特性

金屋町は、高岡城下町の西側を流れる千保川のほとりに位置し、約 445 メートルの直線状の金屋町通りに沿って、サマノコ（千本格子）を付けた町家が連なる町並みである。加賀前田家 2 代当主前田利長が、高岡開町にあたって慶長 16 年（1611）、高岡の千保川対岸に幅五十間、長さ百間余りを、砺波郡西部金屋にいた鋳物師たちに拝領地として与えたことにより、7 人の鋳物師が移住し、吹場 5 ヶ所を開設したとされる。

その拝領地の範囲は、明治 8 年（1875）作成の金屋町の公図によれば、北端は内免用水まで、南端は金屋緑地公園南側を東西に通る道路の付近まで、東西は、金屋町通りの道路中心線から、西側へ約 40 メートル、東側へ約 50 メートルの範囲として示されている。この地域は、ほぼ中央に昭和通りが東西に通り町並みを分断しており、現在の町名では北側が金屋本町、南側が金屋町と異なるが、伝統的なたたずまいの町家がもっとも色濃く残る地区である。金屋町側には資料館や商店があり、賑わいを見せるが、北側は静かな住宅街となっている。

保存地区はこの拝領地の範囲を中心とする範囲で、昭和通りから北側は、内免 1 丁目との境を流れる内免用水まで金屋町通りに沿って町家が連続する町並みが続く。こちらは比較的間口の大きな町家と現代住宅が混在した地区になっている。昭和通りから南側では、金屋町通りはポケットパークに突き当たったところで道が三方向に分かれ、左手の道は住宅の間を通過して千保川へ抜け、中央の道は緩やかにカーブしてやや上り坂になり、最勝寺の前を通過して、県道 254 号へ突き当たる。右手の道は宗泉寺の正面へ出て、南北に分かれる T 字路となる。この金屋町通り沿いでは、間口が中規模、小規模の町家が混在して残る。金屋町通りの西側は、宗泉寺門前から北へ向かって、昭和通りを横切り、内免用水まで続く裏通りとなっている。この通りの東側は金屋町通りに面した住宅の裏口であり、作業場や元作業場などがみられる。裏通りの西側は伝統的な町家は少ないが、宗泉寺と神妙寺の二つの寺院がある。金屋町通りの東側は、千保川を境とし大規模な鋳物工場と町家が混在していた地域である。現在、大規模な鋳物工場は失われており、その跡地に金屋緑地公園が整備されている。この金屋緑地公園より南側は住宅地であり、昭和戦前期までに建てられた町家が連なっている。なお、昭和通りは、千保川を渡って高岡駅へ繋がる幹線道路で、鳳鳴橋の上流側（南側）には新幸橋が架かる。

なお、金屋町、金屋本町は、平成 21 年 3 月まで 7 つの町会からなっていた。現在は金屋町自治会に統合されたが、住民の間では今も旧町会名を住所代わりに使用している。昭和通りの北側が金屋本町、南側の旧拝領地内と昭和通り沿いが金屋中町、

その南からポケットパーク付近までの道の両側が金屋上町、ポケットパークより南が金屋古町、西側の通りに面した金屋西町、その西側に広がる宮川町、緑地公園南の金屋東町となる。なお、金屋古町は隣接する横田町の一部であった横田古町が金屋町に編入されて金屋古町となったもので、拝領地を意味するものではない。

(4) 伝統的建造物の特性

① 敷地と建築物の配置

金屋町は、狭い間口と奥行の深い敷地に通りに面して町家の主屋が位置するのが基本である。

敷地内の配置は、主要な通りから主屋、中庭、土蔵、作業場とするのが基本的な構成である。作業場を一番奥に配することで、万一火災が起こった場合に、主屋への類焼を防ぐ工夫がなされていた。

② 建築物の種別

ア) 主屋

金屋町の町並みを構成する主要な建築物は、真壁造の町家主屋である。切妻・平入りは共通しているが、当地区には江戸時代末から明治期、大正期、昭和30年代までの伝統的な主屋が残り、時代に合わせた特徴的な意匠が見られる。階数は平屋建から2階建まで様々だが、基本的に古い主屋は平屋建もしくは階高が低く、時代が下がるとともに階高が高くなり、明治末期から大正期に2階前面に居室を設けた高い町家が出現している。

表構えの要素として、大屋根の軒に特徴があり、「登り梁構造」や「せがい構造」などがある。古い主屋の屋根はもともと石置き板葺屋根であったが、現在は瓦葺となっている。意匠的要素としては、2階窓に設けられた荒格子に横棧の入った「古格子」や、2階壁面両側に延焼防止や隣家との区切りとして設けられた「袖壁」、同じく2階壁面の「化粧長押」などが挙げられる。下屋屋根は、古いものは板葺で、下屋軒下には「サガリ」（イタノレン）と呼ばれる風雨をしのぐための横板状の装置がつく。玄関出入口には潜り戸が入る「大戸」がつく。1階正面の柱間装置には「格子」（サマノコ、千本格子）が入るが、建築年代の古い町家では、かつて「蔀戸」と呼ばれる上下2枚の板戸が入っていた痕跡が残る。土台と床との間の換気口に「蹴込み板」と呼ばれる幕板が入るものも少なくない。

また、少数ながら、前面に塀を建てて前庭を持つ和風住宅や洋風意匠を取り入れた近代建築もある。

このほか、外壁を緑青の浮いた銅板で覆った町家が存在する。市内における戦後の銅板張り建築の流行を受けたものであり、中には伝統的な主屋を改修した際に銅板が張り付けられたものもある。

イ) 土蔵

土蔵は、各家で数は異なり、大半が主屋から中庭を挟み背後に位置するが、中には主屋の中に取り込んだものもある。構造は土蔵造、2階建、棧瓦葺で、形式は切妻・平入りの例が多い。土蔵が複数棟ある場合は、複数棟を切妻の大屋根で覆う構造になっているものも見られる。

ウ) 付属屋等

町家の付属屋として主なものに作業場がある。作業場は、全て明治以降のものである。構造は、木造、平屋建だが、2階建分の高さを設け、吹き抜けとしたものもみられる。床を設けず土間となっているものが多い。また、元は作業場であったが、現在は駐車場や倉庫として利用している例も見られる。

エ) 寺院建築

地区内には最勝寺、宗泉寺、神妙寺の3寺院がある。境内に位置する本堂・鐘楼・山門などの建築物は、それぞれが幕末から昭和初期に建てられたものである。

(5) 保存の方向

保存地区の特色は、利長に与えられた拝領地の範囲を基本として、鋳物業で栄えた真壁造の町家主屋を中心とする江戸時代末以降の建築物が整然と軒を連ね、まとまりをもって歴史的風致を形成していることにある。これらは、市民共有のかけがえのない財産であり、かつ、市民の誇りとするものであるとともに、高岡の歴史の足跡を現代に伝えるものとして貴重な文化遺産である。

このことから、地区住民はもとより、全市民的な理解と協力を求めるとともに、地区住民の意向を尊重しながら、保存地区に残る歴史的、文化的に価値の高い伝統的建造物群を次代に継承し、金屋町の歴史的な特性を活かしたまちづくりを進めることによって、生活環境の向上と産業の振興などに努めるものとする。

(6) 保存の内容

- ① 保存地区内において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる町家建築の主屋、土蔵、付属屋、寺院建築等の各建築物、塀、祠等の工作物を「伝統的建造物」として特定する。
- ② 保存地区を特色づける環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件を「環境物件」とする。
- ③ 伝統的建造物は、主としてその外観を維持するため「修理基準」を定め、修理及び現状維持を進める。
- ④ 保存地区内にある環境物件の維持及び復旧については、「復旧基準」を定める。
- ⑤ 伝統的建造物以外の建築物等については、伝統的建造物群の特性と調和するよう、「修景基準」を定め、修景を行う。また、歴史的風致と調和させるための基準として「許可基準」を定める。
- ⑥ 以上の修理及び修景に係わる基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を維持、形成するとともに、地区の特性を生かした生活環境等の維持向上に努める。
- ⑦ 保存地区の歴史的風致を維持、形成するために必要と認められる事業等に要する経費の一部を補助するとともに、自ら必要な事業を行う。

- ⑧ 以上の目的の遂行にあたっては、市長、市教育委員会及び関係部局のほか、保存地区の住民等が協力して進める。

3 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定

(1) 伝統的建造物

保存地区において、主として江戸時代末から昭和 30 年代にかけての建造物のうち、金屋町の伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建造物を「伝統的建造物」と定める。

伝統的建造物の決定基準については次のとおりとする。

① 建築物（表－1 及び図－2）

金屋町の町家建築の主屋、土蔵、付属屋、寺院建築等の特性をよく維持していると認められるもの。

② 工作物（表－2 及び図－3）

金屋町の伝統的な意匠、工法等によりその特性をよく維持していると認められる塀や祠などの工作物

(2) 環境物件（表－3 及び図－4）

金屋町の伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件（土地及び自然物）を「環境物件」として定める。

4 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

地区内には、比較的旧状を維持している建築物等が多いが、改造や経年による老朽化や破損、あるいは歴史的風致に調和しない広告物等による改変も見られる。これらの多くは、適切な修理や修景を行えば保存地区の風致にふさわしい外観に回復することが可能である。

このことから、地区住民の理解と協力のもと、生活の快適性の確保や防災機能の向上を図りつつ、各地域の特性を踏まえた伝統的建造物の外観を保存するための修理、ならびに伝統的建造物以外の建築物等の修景を進める。

金屋町通り沿いの東面・西面、緑地公園南から南へ伸びる通り沿いの東面は、1 階の格子や 2 階窓に設けられた古格子、袖壁などが特徴的な背の低い真壁造町家が軒を連ねる地域である。この地域においては、これらの諸特性を踏まえた修景を進める。

宗泉寺前から北へ伸びる通り沿いの西面は、主に大正期から昭和 30 年代にかけて建てられた町家が残る地域である。この地域の町家は、2 階の軒廻りが腕木形式で、袖壁がなく、金屋町通りなどに比べ背の高いことが特徴であり、これらの諸特性を踏まえた修景を進める。

千保川沿いの西面、緑地公園南から南へ伸びる通り沿いの西面及び宗泉寺前から北へ延びる通り沿いの東面は、土蔵や鋳物の作業場など付属屋が建ち並ぶ地域である。これらの地域においては、土蔵や付属屋が建ち並ぶ町並みの特性を踏まえた修景を進める。

(2) 伝統的建造物の修理

- ① 伝統的建造物の保存整備にあたっては、主としてその外観を維持するための修理を行う。(表－４)に定める修理基準。
- ② 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについて復原的修理を行う場合は、歴史資料、建造物詳細実測などによる復原考察に基づく復原、あるいは類例調査から類推される範囲の復原を原則とする。(表－４)に定める修理基準。
- ③ 保存修理にあたっては、地区の伝統的建造物の大半が木造であることを考慮し、消火設備等の積極的な設置など、火災に対する防災機能の向上に努める。また、構造耐力上、必要な部分を補強し耐震性の向上も併せて図る。

(3) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替えもしくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める修景基準(表－６)、許可基準(表－７)を適切に運用して修景を行う。

(4) 環境物件の現状維持及び復旧

環境物件については、現状維持及び復旧を基本とし、別に定める復旧基準(表－５)に基づき保存整備に努める。

5 保存地区の保存のため特に必要と認められる助成措置等

(1) 経費の補助

市は、保存活用計画に基づく事業及び活用に対し、別に定める「高岡市町並み保存・都市景観形成事業補助金交付要綱」により必要な補助を行う。

(2) 技術的援助

市は、保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理及び修景等に係る設計相談等の必要な技術的援助を行う。

(3) 保存団体等への援助

市は、住民等により組織された保存団体の活動に要する経費に対して必要な補助を行う。

(4) 顕彰及び普及啓発

- ① 市は、保存地区の保存に顕著な功績を残した者や伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転等も含めて、特に保存地区にふさわしい優れた事業を実施した個人、団体、事業所等に対して、その顕彰に努める。
- ② 市は、保存地区の歴史的風致を維持、形成するとともに、良好な生活環境の整備を円滑に進めるために、伝統的町並みの保存に対する普及啓発に努める。

6 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

(1) 管理施設等

- ① 保存地区に町並み保存のための管理施設を設置し、町並みに係わる情報を一般に紹介するとともに、保存地区の管理上の相談、指導にあたる。また、保存地区の住民等へ町並みの学習・交流の場を提供し、まちづくりの意識の向上を図る。
- ② 保存地区には、町並みに対する理解を促すための説明板等を設置する。
- ③ 伝統的建造物のうち可能なものについては、その公開に努める。

(2) 防災施設等

- ① 保存地区の総合的な防災計画を策定し、さまざまな災害に対する安全性の確保に努める。
- ② 防災灯と兼ねて街路灯は、保存地区の歴史的風致にふさわしい意匠として整備を図る。
- ③ 地区の防災施設については、保存地区に調和した消火施設を設置するなど、施設整備を図る。
- ④ 初期消火組織の整備及び自主防災組織の育成を図る。

(3) 環境の整備等

① 電柱・架線・看板等の整備

現在、金屋町通りに面する地域は、電力柱、電話柱、架線等は軒裏配線となっており、その他の地区についても移設、埋設等に努める。保存地区内での屋外広告物の表示、掲出物件の設置については、「富山県屋外広告物条例」により禁止されている。自家用広告物についても許可基準に合致したものとする。

② 道路の整備

現在、金屋町通りに面する地域は、石畳で路面の整備がされており、その他の地区についても路面の整備に努める。舗装、側溝の改良等を行う際には、工法、材料等に配慮し、歴史的風致の維持、形成に努める。

③ 駐車場の整備と修景

観光用駐車場の配置計画と来訪者を誘導するためのサイン計画を策定し、歴史的風致に調和した保存地区に相応しい整備を進める。保存地区に設置する駐車場は、道路から望見できないように修景し、歴史的風致との調和を図る。

7 保存地区の建築物等の活用計画

保存地区内においては、地区内の建築物などの積極的な活用を図ることにより、地域の振興につながるように努める。

(1) 伝統的建造物の活用

現在、保存地区内には、空家の伝統的建造物を利用し、金屋町の歴史や高岡鋳物に関する展示等を行う高岡市鋳物資料館が設置されている。今後は、この資料館の展示内容等の充実に努める。また、必要に応じて、高岡鋳物の体験や見学等が行える生涯学習施設等の設置についても検討を行う。さらには、保存地区内の伝統的建造物のうち公開が可能なものや空き家になっているものなどは、その公開及び建物を活用した行催事の開催に努める。

(2) 利便施設の整備・充実

保存地区の保存のため、喫茶店、レストラン、伝統工芸品の展示販売施設等、来訪者の利便施設について、伝統的建造物の利用を含めて、保存地区に相応しいように整備を行い、観光や商業の振興に努める。

表-1-1 伝統的建造物(建築物)

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
1	K-0001	土 蔵	1	高岡市 金屋町 1番1号	
2	K-0002	主 屋	1	金屋町 1番2号	(北棟)
3	K-0003	主 屋	1	金屋町 1番2号	(南棟)
4	K-0004	土 蔵	1	金屋町 1番3号	
5	K-0005	主 屋	1	金屋町 1番4号-1	
6	K-0006	主 屋	1	金屋町 1番6号	
7	K-0007	土 蔵	1	金屋町 1番6号	
8	K-0008	主 屋	1	金屋町 1番8号	
9	K-0009	事務所	1	金屋町 1番8号	
10	K-0010	店 舗	1	金屋町 1番8号	
11	K-0011	土 蔵	1	金屋町 1番8号	(西棟)
12	K-0012	土 蔵	1	金屋町 1番8号	(中央棟)
13	K-0013	土 蔵	1	金屋町 1番8号	(東棟)
14	K-0014	土 蔵	1	金屋町 1番8号	(南棟)
15	K-0015	倉 庫	1	金屋町 1番8号	
16	K-0016	土 蔵	1	金屋町 2番5号	(南棟)
17	K-0017	土 蔵	1	金屋町 2番6号	
18	K-0019	主 屋	1	金屋町 2番24号	
19	K-0020	主 屋	1	金屋町 2番25号	
20	K-0021	倉 庫	1	金屋町 2番27号	
21	K-0022	土 蔵	1	金屋町 2番30号	(南棟)
22	K-0023	土 蔵	1	金屋町 2番30号	(北棟)
23	K-0025	主 屋	1	金屋町 3番6号	
24	K-0026	土 蔵	1	金屋町 3番6号	
25	K-0027	土 蔵	1	金屋町 3番7号	
26	K-0028	主 屋	1	金屋町 3番13号	
27	K-0029	主 屋	1	金屋町 3番14号	
28	K-0030	主 屋	1	金屋町 3番17号	
29	K-0031	土 蔵	1	金屋町 3番17号	
30	K-0032	主 屋	1	金屋町 3番24号	
31	K-0033	土 蔵	1	金屋町 4番1号	
32	K-0034	倉 庫	1	金屋町 4番3号	
33	K-0035	本 堂	1	金屋町 4番4号	

表-1-2 伝統的建造物(建築物)

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
34	K-0036	山 門	1	高岡市 金屋町 4番4号	
35	K-0037	裏 門	1	金屋町 4番4号	
36	K-0038	土 蔵	1	金屋町 4番4号	
37	K-0039	土 蔵	1	金屋町 4番6号	
38	K-0040	主 屋	1	金屋町 4番9号	(北棟)
39	K-0041	主 屋	1	金屋町 4番10号	(北棟)
40	K-0042	主 屋	1	金屋町 4番11号	(南棟)
41	K-0043	主 屋	1	金屋町 4番12号	(南棟)
42	K-0044	本 堂	1	金屋町 4番15号	
43	K-0045	山 門	1	金屋町 4番15号	
44	K-0046	鐘 楼	1	金屋町 4番15号	
45	K-0047	経 蔵	1	金屋町 4番15号	
46	K-0048	主 屋	1	金屋町 4番24号	
47	K-0049	主 屋	1	金屋町 4番39号	
48	K-0050	主 屋	1	金屋町 5番1号	
49	K-0051	土 蔵	1	金屋町 5番1号	
50	K-0052	主 屋	1	金屋町 5番2号	
51	K-0053	土 蔵	1	金屋町 5番2号	
52	K-0054	主 屋	1	金屋町 5番6号	(北棟)
53	K-0055	主 屋	1	金屋町 5番6号	(南棟)
54	K-0056	土 蔵	1	金屋町 5番6号	
55	K-0057	主 屋	1	金屋町 5番9号	
56	K-0058	主 屋	1	金屋町 5番9号	
57	K-0059	土 蔵	1	金屋町 5番9号	
58	K-0060	主 屋	1	金屋町 5番14号	
59	K-0061	主 屋	1	金屋町 5番15号	
60	K-0062	主 屋	1	金屋町 6番2号	
61	K-0063	土 蔵	1	金屋町 6番2号	
62	K-0064	主 屋	1	金屋町 6番3号	
63	K-0065	土 蔵	1	金屋町 6番3号	
64	K-0066	主 屋	1	金屋町 6番3号	
65	K-0067	土 蔵	1	金屋町 6番3号	(東棟)
66	K-0068	土 蔵	1	金屋町 6番3号	(西棟)

表-1-3 伝統的建造物(建築物)

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
67	K-0069	土 蔵	1	高岡市 金屋町 6番4号	
68	K-0070	主 屋	1	金屋町 6番5号	
69	K-0071	土 蔵	1	金屋町 6番5号	
70	K-0072	主 屋	1	金屋町 6番6号	
71	K-0073	主 屋	1	金屋町 6番6号	
72	K-0074	主 屋	1	金屋町 6番7号	
73	K-0075	土 蔵	1	金屋町 6番7号	(北棟)
74	K-0076	土 蔵	1	金屋町 6番7号	(南棟)
75	K-0077	主 屋	1	金屋町 6番9号	(北棟)
76	K-0078	主 屋	1	金屋町 6番9号	(南棟)
77	K-0079	土 蔵	1	金屋町 6番9号	(北棟)
78	K-0080	土 蔵	1	金屋町 6番9号	(中央棟)
79	K-0081	土 蔵	1	金屋町 6番9号	(南棟)
80	K-0082	主 屋	1	金屋町 6番10号	
81	K-0083	土 蔵	1	金屋町 6番10号	
82	K-0084	主 屋	1	金屋町 6番17号	
83	K-0085	本 堂	1	金屋町 8番9号	
84	K-0086	庫 裏	1	金屋町 8番9号	
85	K-0087	山 門	1	金屋町 8番9号	
86	K-0088	作業場	1	金屋町 8番11号	
87	K-0089	土 蔵	1	金屋町 8番11号	
88	K-0090	土 蔵	1	金屋町 8番14号	
89	K-0091	作業場	1	金屋町 9番11号	
90	K-0092	主 屋	1	金屋町 9番14号	
91	K-0093	土 蔵	1	金屋町 2番5号	(北棟)追加 平成25年7月11日
92	K-0094	主 屋	1	金屋町 2番3号	追加 平成26年7月4日
93	K-0095	主 屋	1	金屋町 3番10号	追加 平成28年8月3日
94	K-0096	主 屋	1	金屋町 8番10号	追加 平成30年12月19日
95	K-0097	主 屋	1	金屋町 3番2号	追加 令和3年2月8日
96	H-0001	主 屋	1	金屋本町 1番14号	
97	H-0002	土 蔵	1	金屋本町 1番14号	(北棟)
98	H-0003	土 蔵	1	金屋本町 1番14号	(東棟)
99	H-0004	土 蔵	1	金屋本町 1番14号	(西棟)

表-1-4 伝統的建造物(建築物)

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
100	H-0005	主 屋	1	高岡市 金屋本町 1番15号	
101	H-0006	土 蔵	1	金屋本町 1番15号	(北棟)
102	H-0007	土 蔵	1	金屋本町 1番15号	(南棟)
103	H-0008	主 屋	1	金屋本町 1番16号	
104	H-0009	土 蔵	1	金屋本町 1番16号	(北棟)
105	H-0010	土 蔵	1	金屋本町 1番16号	(南棟)
106	H-0011	主 屋	1	金屋本町 2番18号	
107	H-0012	土 蔵	1	金屋本町 2番18号	
108	H-0013	主 屋	1	金屋本町 2番23号	
109	H-0014	主 屋	1	金屋本町 2番24号	
110	H-0015	土 蔵	1	金屋本町 2番24号	
111	H-0016	主 屋	1	金屋本町 2番24号	(北棟)
112	H-0017	主 屋	1	金屋本町 2番25号	(南棟)
113	H-0018	主 屋	1	金屋本町 2番25号	
114	H-0019	土 蔵	1	金屋本町 2番25号	
115	H-0020	作業場	1	金屋本町 1番19号	追加 平成25年7月11日
116	H-0021	主 屋	1	金屋本町 2番26号	追加 令和7年2月13日
117	H-0022	土 蔵	1	金屋本町 2番26号	追加 令和7年2月13日

表－2 伝統的建造物(工作物)

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
1	K-1001	祠	1	高岡市 金屋町 1番3号	
2	K-1002	塀	1	金屋町 1番8号	(北塀)
3	K-1003	塀	1	金屋町 1番8号	(南塀)
4	K-1004	祠	1	金屋町 2番4号及び市道	
5	K-1005	祠	1	金屋町 3番13号	
6	K-1006	祠	1	金屋町 4番15号	
7	K-1007	祠	1	金屋町 5番7号	
8	K-1008	塀	1	金屋町 6番2号	
9	K-1009	塀	1	金屋町 6番10号	
10	K-1010	塀	1	金屋町 8番9号	(北塀)
11	K-1011	塀	1	金屋町 8番9号	(南塀)
12	H-1001	祠	1	金屋本町 2番20号	

表－3 環境物件

番号	保存活用計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
1	K-2001	樹木	1	高岡市 金屋町 4番4号	イチヨウ
2	K-2003	樹木	1	金屋町 8番9号	ケヤキ

表－ 4 修理基準

伝統的建造物の特性を維持している建築物・工作物は、現状維持または外観を維持するための修理を行う。 伝統的建造物の特性にそぐわない外観の変更が加えられている建築物・工作物は、原則として、建築物詳細実測（痕跡調査）、歴史資料などによる復原考察に基づき、修理を行う。 また、これにより難い場合は、周囲の伝統的建造物に倣い修理を行う。

表－ 5 復旧基準

伝統的町並みに調和するよう、現状維持あるいは然るべき旧状への復旧とする。

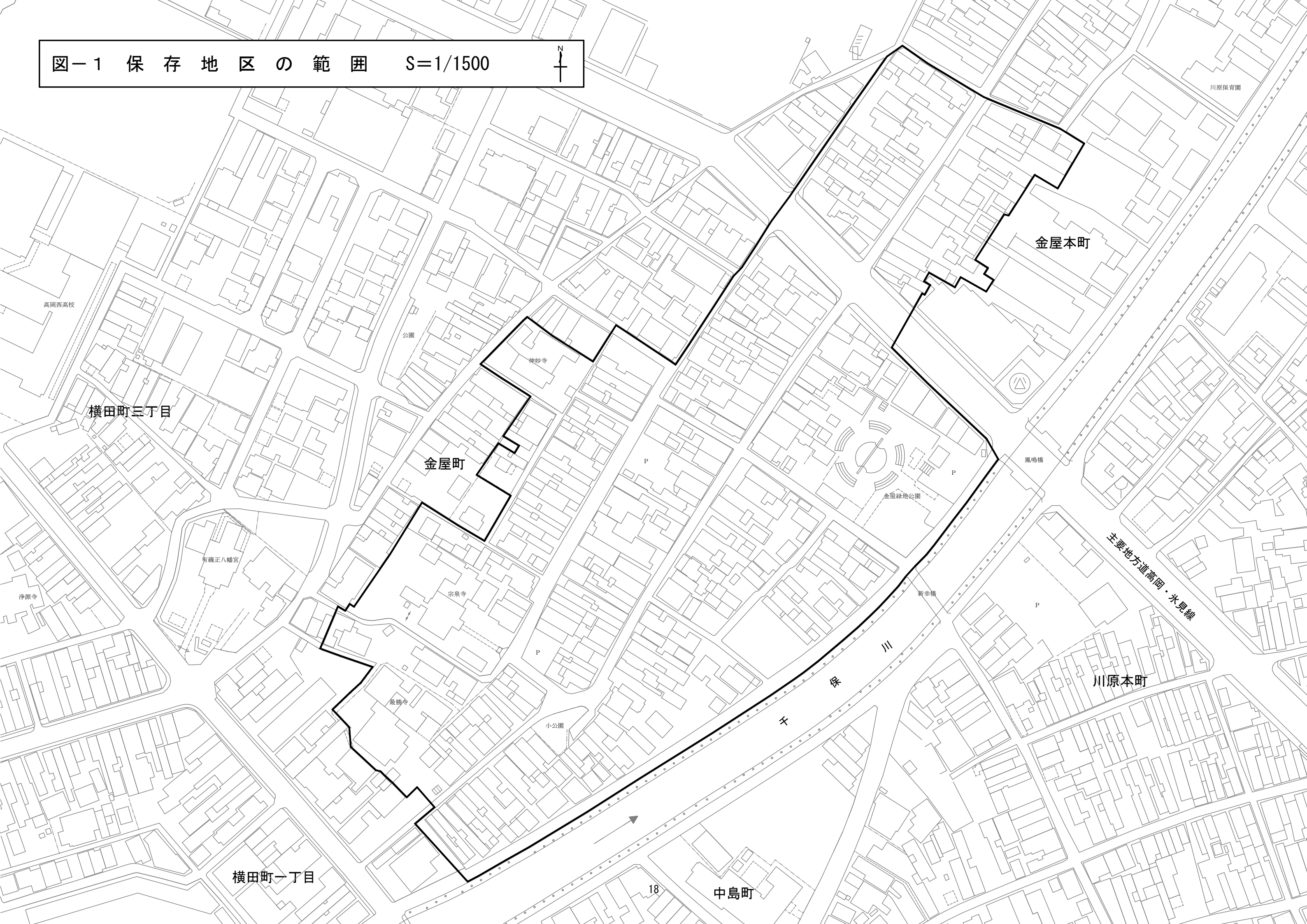
表－ 6 修景基準

			主屋	土蔵	付属屋等		
建築物	建	位置	原則、敷地の履歴、旧状を考慮した上、決定する。道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の位置については、周囲の伝統的建造物の壁面の位置と調和するものとする。				
		構造	原則、木造とし、伝統的建築の特徴をとりいれたものとする。				
		高さ	棟の高さ、軒の高さを周囲の伝統的建造物と調和させる。				
		階数	原則、地上 2 階建以下とする。			原則、地上 1 階建とする。	
	築意匠	屋根	原則、切妻造、平入りの棧瓦葺屋根とする。勾配は、3 寸から 5 寸程度とする。	原則、切妻造、平入り又は妻入りの棧瓦葺屋根とする。勾配は、5 寸程度とする。		原則、切妻造、平入りの棧瓦葺屋根とする。勾配は、5 寸程度とする。作業場は、屋根中心部に煙出しを設ける。	
		下屋	原則、厚板庇、金属板庇又は棧瓦で葺く下屋を設ける。勾配は大屋根と調和したものとする。				
		軒	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、垂木及び野地板、若しくは軒天井を現す。	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、置き屋根形式を除き、塗籠とする。		建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、垂木及び野地板を現す。	
		外壁	真壁とし、漆喰で仕上げる。妻壁は、板張りとする。	大壁とし、漆喰で仕上げる。腰壁は、板張り又は石張りも可とする。		原則、板張りとする。	
物	開口部	木製建具を用いる。1 階は、玄関以外を格子とする。2 階部分に窓を設ける場合は、伝統的な意匠とする。	木製建具を用いる。2 階部分に窓を設ける場合は、伝統的な意匠とする。		木製建具を用いる。		
	色彩	伝統的建築様式に準ずる色彩とする。					
建築設備		伝統的な意匠のもの以外は、露出しないものとする。					
工作物	門、塀等	周囲の伝統的な門及び塀の特徴や高さで調和したものとする。					
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さを 3 m 以下とし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。					
	屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。					
土地の形質の変更			変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。				
木竹の伐採・植栽			歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。				
土石類の採取			採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。				

表－ 7 許可基準

建築物	位置		道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の位置については、周囲の伝統的建造物の壁面の位置と調和するものとする。土蔵、作業場等の付属屋については、通常望見される主屋の外観が保護されるよう、適切な位置に配置する。
	構造		原則、木造とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	高さ		1 0 m以下とする。道路境界上で地上 6 mから 1 0 分の 5 の勾配を持つ斜線以内に建築する。
	階数		原則、地上 2 階建以下とする。
	意匠	屋根	原則、切妻、平入りの瓦葺勾配屋根とする。土蔵は、妻入りも可とする。
		軒	歴史的風致を損なわないものとする。
		外壁	歴史的風致を損なわないものとする。
		窓	歴史的風致を損なわないものとする。
		色彩	落ちついた色彩を基調とし、歴史的風致を損なわないものとする。
建築設備		歴史的風致を著しく損なわないものとし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。	
工作物	門、塀等	歴史的風致を損なわないものとする。	
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さを 3 m以下とする。	
	屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
土地の形質の変更			変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
木竹の伐採・植栽			歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。
土石類の採取			採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。

図－１ 保 存 地 区 の 範 囲 S=1/1500



図－２ 伝統的建造物（建築物）の位置図 S=1/1500



図－３ 伝統的建造物（工作物）の位置図 S=1/1500



図－４ 環境物件の位置図 S=1/1500



図－４ 環境物件の位置図 S=1/1500



高岡西高校

横田町三丁目

金屋町

金屋本町

川原保育園

有藏正八幡宮

浄源寺

宗泉寺

○K-2001

厳勝寺

小公園

川

保

十

川原本町

主要地方道高岡・氷見線

風鳴橋

新幸橋

横田町一丁目

21

中島町